



寄附金控除…

租税の使い道の選択

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 国等に財産を寄付した場合の譲渡所得と寄附金控除

8年前、亡父から田舎の土地（宅地で更地）を相続しました。生活の基盤はすでにこちらの都市で築き、もはやUターンすることもないので、本年、故郷の市役所へ福祉施設用地としてその土地を寄附しました。土地の時価は800万円、亡父が取得したのは昔のことなので購入価額などはわかりません。寄附する際、測量費として35万円かかりました。

本年の確定申告では、譲渡所得金額の計算をしてから寄附金控除の適用をすれば良いのでしょうか。そして、それらはいったいいくらになるのでしょうか。ちなみに、私の本年分の給与所得は970万円、これ以外に所得はありません。

A. 譲渡所得は非課税、所得控除・租税の使い道の選択

「地元の資産家が市役所へ1億円寄付」というような新聞記事やTVニュースをたまに見かける。今回は、金銭以外の資産、特に土地を寄付した場合、税務上どういう取り扱いになるかというケースである。

まず、所法59により、譲渡所得の基因となる資産（＝今回は土地）を法人に対して贈与した場合には、その時における価額により資産の譲渡があったものとみなされる。従って、相手が市役所であったとしてもみなし譲渡所得として課税されることになる。非常にわかりにくいのが、市役所への土地の寄附という行為は、①市へ土地を売却し、②その売却代金を市へ寄附するという2段階の取引と解釈することができる。税法上、①の取引を譲渡所得として認識する。

ただし、国や地方公共団体の財政基盤の充実といった政策的な理由から、措法40により国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得は非課税とされている。つまり、今回のケースも、いったん譲渡所得として認識されるが、その譲渡所得金額は非課税ということになる。納税者の立場からすると、財産を国等に対して租税として納めるのか、あるいは、寄付するのかの違いだけであり、最終的には同様に国庫等に収まるわけで、非課税は当然と言える。今回の譲渡所得金額は、収入金額800万円、そこから取得費（＝取得価額不明のため収入金額の5%相当額）40万円と譲渡費用（＝測量費）35万円を差し引きした725万円となり、この金額が非課税となる。

次に、所法78により、国等に対する寄付金は特定寄附金として掲げられており、市への寄附金も寄附金控除の対象となる。問題はいくら寄附したのかということであるが、通常であれば、寄附した時の財産の価額＝上記②の価額なので、土地の時価である800万円が寄附額となる。しかしながら、国等に財産を寄附して譲渡所得の非課税の適用をうけた場合には、財産価額からその非課税となった譲渡所得金額を控除することになっているので、今回のケースでは、800万円から725万円を差し引きした75万円（＜合計所得金額970万×40%＝388万円限度）が寄附額となる。財産の価額ではなく、取得費及び譲渡費用の合計額が寄附額となる。確定申告における寄附金控除額は、75万円から2,000円を控除した748,000円となる。

今回のケースのように、自分の財産を故郷の市町村など特定の団体に寄附することにより寄附金相当額が所得から差し引かれ、それに応じて納税額が減少するということは、もし、そう（寄附）しなければ租税として負担しなければならない金額を特定の団体のために支出したとも解釈することができる。ある意味、個人が租税の使い道を自分で決定することになり、寄附金控除は租税の使い道の選択権を納税者に与えているということが出来る。従って、すべての寄附行為が寄附金控除の対象になるわけではなく、控除を受けるためには、一定の手続きが必要ということになる。